

成田市公設地方卸売市場市場事業者移転支援補助金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、移転を行う市場事業者に対し、当該移転に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、市場事業者の円滑な移転を促進し、もって新市場の発展に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移転 市場事業者が、新市場において、成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例（平成12年条例第43号。以下「条例」という。）第51条の規定により市長の指定を受けることをいう。
- (2) 市場事業者 令和2年1月1日現在に本市が成田市飯仲42番地2に設置する成田市公設地方卸売市場（以下「現市場」という。）において条例第51条の規定により市長の指定を受けている卸売業者（条例第5条第2項に規定する卸売業者をいう。以下同じ。）、仲卸業者（条例第6条に規定する仲卸業者をいう。以下同じ。）又は仲卸業者若しくは買受人（条例第30条に規定する買受人をいう。以下同じ。）をもって組織する組合（以下「事業協同組合」という。）をいう。
- (3) 新市場 本市が成田市天神峰80番地1に設置する成田市公設地方卸売市場をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助の対象となる事業、成田市公設地方卸売市場市場事業者移転支援補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者及び補助の対象となる経費は、別表第1に定めるとおりとし、補助金の額は、同表の補助対象事業の欄に掲げる区分に応じ、同表の補助対象経費の欄に定める経費について、同表の算定基準の欄に定める方法により算定した額の合計額とする。

- 2 前項の補助金の額は、別表第2の補助対象事業の欄に掲げる区分に応じ、同表の補助限度額の欄に定める額を限度とする。
- 3 前各項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、補助の対象としない。
 - (1) 令和4年3月31日までの間に第5条第1項の規定による交付の決定を受けない場合（第4条第2項の場合において、同年4月1日以後に第5条第1項の規定による交付の決定を受けるときを除く。）
 - (2) 割賦契約又はリース契約（以下「割賦契約等」という。）により支出さ

れる経費にあっては、その支出が別表第3の補助対象経費の欄に掲げる経費の区分に応じ、同表の補助対象期間の欄に定める期間を超える場合
(3) 補助の対象となる経費が、国、県又は本市の他の補助制度の適用を受けた経費又は受ける見込みがある経費として市長が認める場合
(交付の申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、成田市公設地方卸売市場市場事業者移転支援補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長は、公簿等により確認することができるときは、第2号に掲げる書類を省略させることができる。

- (1) 事業計画書及び収支予算書
- (2) 市税並びに現市場及び新市場に係る使用料の納付状況を確認できる書類
- (3) 補助の対象となる事業及び経費の見積書又はその写し
- (4) 割賦契約等の場合にあつては、これらの契約書の写し
- (5) 次項の場合にあつては、割賦契約等に係る返済予定表及び支払を証する書類の写し
- (6) 国、県又は本市の他の補助制度の適用を受けた経費又は受ける見込みがある経費がある場合は、これらの内容が確認できる書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 割賦契約等により支出される経費に係る補助金の交付を受けようとする者で、次条の規定により初めて交付の決定を受けたものの次年度以降の場合における前項本文の規定による申請は、当該申請をもって、当該申請に係る実績の報告があつたものとみなす。この場合において、市長は、公簿等により確認することができるときは、同項第1号から第6号までに掲げる書類を省略させることができる。

(交付の決定等)

第5条 市長は、前条第1項本文の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、成田市公設地方卸売市場市場事業者移転支援補助金交付決定・却下通知書（別記第2号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 前条第2項の場合にあつては、前項の規定による通知をもって、当該申請に係る確定の通知を行ったものとみなす。

(変更の申請)

第6条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の内容を変更しようとするときは、速やかに成田市公設地方卸売市場市場事業者移転支援補助金変更申請書（別記第3号様式）に第4条第1項各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、市長に申請しなければならない。

(変更の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、成田市公設地方卸売市場市場事業者移転支援補助金変更決定・却下通知書（別記第4号様式）により当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

(実績の報告)

第8条 交付決定者は、第4条第2項の場合を除き、補助金に係る事業が完了したときは、速やかに成田市公設地方卸売市場市場事業者移転支援補助金実績報告書（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 事業報告書及び収支決算書

(2) 補助の対象となる事業及び経費の支払を証する書類の写し

(3) 国、県又は本市の他の補助制度の適用を受けた経費又は受ける見込みがある経費がある場合は、これらの内容が確認できる書類

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(確定の通知)

第9条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、成田市公設地方卸売市場市場事業者移転支援補助金確定通知書（別記第6号様式）により当該報告をした交付決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第10条 第5条第2項に規定する通知又は前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、成田市公設地方卸売市場市場事業者移転支援補助金交付請求書（別記第7号様式）により市長に請求しなければならない。

(概算払)

第11条 交付決定者は、補助金の概算払を受けようとするときは、成田市公設地方卸売市場市場事業者移転支援補助金概算払請求書（別記第8号様式）にその理由を添えて、市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、当該取消しを受けた者に通知するものとする。

3 前各項の規定は、第5条第2項又は第9条の規定により交付すべき額を確

定した後においても適用する。

(返還)

第13条 市長は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第14条 交付決定者は、補助金に係る事業により取得し、又は効用を増加した財産を、市長の承認を受けずに、当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供し、又は取り壊し、若しくは廃棄してはならない。ただし、当該財産がその耐用年数を経過している場合は、この限りでない。

2 市長は、交付決定者が市長の承認を受け、補助金の交付に係る財産を処分したことにより収入があった場合は、交付決定者に対し、当該収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(確認等)

第15条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、交付決定者に対して報告を求め、又は帳簿書類その他の物件に関し説明を求めることができる。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年6月21日から施行する。

(失効)

2 この規則は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第12条から第15条までの規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

別表第 1

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	算定基準
設備投資事業	次のいずれにも該当する者 (1) 移転を行う市場事業者（事業協同組合を除く。） (2) 市税並びに現市場及び新市場に係る使用料を滞納していない者	新市場における売場施設、冷凍冷蔵施設及び加工施設の設置に要する経費	補助対象経費に要した実支出額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
		新市場で使用する電動フォークリフト及び電動ターレット式構内運搬自動車（車両電動化事業の補助の対象となるものを除く。）の購入に要する経費	補助対象経費に要した実支出額に3分の1を乗じて得た額（電動フォークリフトにあつては1台につき80万円、電動ターレット式構内運搬自動車にあつては1台につき30万円をそれぞれ上限とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
車両電動化事業	次のいずれにも該当する者 (1) 移転を行う市場事業者（事業協同組合を除く。） (2) 市税並びに現市場及び新市場に係る使用料を滞納していない者	新市場で使用する電動フォークリフト及び電動ターレット式構内運搬自動車の買替え（現市場で使用している電動以外のフォークリフト及びターレット式構内運搬自動車の	補助対象経費に要した実支出額に3分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

		買替えに限る。 以下同じ。)に 要する経費	
移転事業	次のいずれにも該当する者 (1) 移転を行う市場事業者 (2) 市税並びに現市場及び新市場に係る使用料を滞納していない者	現市場に存するものを新市場に配置するために要する経費	補助対象経費に要した実支出額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは,これを切り捨てた額)

別表第2

補助対象事業	補助限度額
設備投資事業	卸売業者にあっては500万円, 仲卸業者にあっては250万円
車両電動化事業	電動フォークリフトにあっては1台につき80万円, 電動ターレット式構内運搬自動車にあっては1台につき30万円
移転事業	卸売業者にあっては40万円, 仲卸業者及び事業協同組合にあっては20万円

別表第3

補助対象経費	補助対象期間
新市場における売場施設, 冷凍冷蔵施設及び加工施設の設置に要する経費で割賦契約等に係るもの	72月
新市場で使用する電動フォークリフト及び電動ターレット式構内運搬自動車(車両電動化事業の補助の対象となるものを除く。)の購入に要する経費で割賦契約等に係るもの	48月
新市場で使用する電動フォークリフト及び電動ターレット式構内運搬自動車の買替えに要する経費で割賦契約等に	48月

係るもの	
------	--

[別記様式 略]